

知財担保融資の将来性

～中小企業の知的資産経営と金融機関～



博士（工学）・東京大学大学院／技術経営戦略学 藤原 綾乃

要 約

中小企業の経営は、バブル崩壊後、20年以上にわたり非常に厳しい状況に置かれてきた。バブル崩壊後の1990年代半ばには、資金繰りの悪化した中小企業にとって、知的財産権担保融資が資金調達的重要手段になるのではないかと注目を集め、知的財産権担保融資に関する論文も2000年代前半までは積極的に発表されていた。しかし、近年この分野に関する報告や研究はほとんど見られない。そこで、本論文では、現在、信用金庫でどの程度知的財産権担保融資が実行されているのか、またどのような課題を感じているのかについて調査を行うことにより、知的財産権担保融資の現状及び今後について考察を行った。調査の結果、知的財産権担保融資の実績はこの10年間でほとんど増えていないものの、良い条件であれば行いたいという信用金庫は全体の4割程度も存在することが明らかになった。

目次

1. はじめに
 2. 本研究の目的と手法
 - (1) 本研究の目的
 - (2) 研究の手法
 3. 信用金庫における知的財産権担保融資の現状および課題
 - (1) アンケート調査の概要
 - (2) 信用金庫の取り組み状況
 4. 信用金庫における中小企業の技術力に着目した取り組み
 - (1) 中小企業の技術力に着目する必要性
 - (2) 「産学官+金」の動き
 - (3) 中小企業の知的財産活用のための支援活動
 5. 今後の知財担保融資と中小企業
 6. 終わりに
- 参考文献一覧

頃、政府系金融機関やメガバンクを中心に、知的財産権担保融資が新たな資金供給手段として注目された⁽¹⁾。また、2005年頃には、リレーションシップ・バンキングのアクションプログラムの一環として、地域金融機関の融資実績が多数報道されるなど、注目を集めた。また、知的財産権担保融資に関する研究論文も、2000年から2005年頃までは数多く発表された⁽²⁾。しかし、近年、知的財産権担保融資に関する報道や研究論文を目にする機会はほとんどなくなった。

一方、日本企業の不調とは対照的に、中国や韓国の企業が着実に技術力を高め、世界での存在感を増しつつある。韓国は、財閥系企業を中心に、世界市場でのシェアを急速に拡大した。また、中国は大企業が世界に進出すると同時に、中小企業の国内での育成に全力を挙げているとされる。特に注目すべきは、中国の中小企業では機械設備など固定資産を既に担保として資金調達を行っており資金繰り難に陥る企業が多いことから、政府等が主導する形で、知的財産権を活用して資金繰り難を解決する知的財産権担保融資を積極的に実行している点である。具体的には、国家知識産権局が中小企業の発展を支える投融資サービス体制の整備に力を入れており、今後成長が見込まれる中小企業に対して、専利（特許、実用新案、意匠を含む）を担保とする融資契約が2006年1月から2011年6月までに全国で3361件、融資総額が318億5千万円⁽³⁾に及

1. はじめに

日本は、第二次世界大戦後、目覚ましい経済成長を遂げ、一気に経済大国へと上り詰めた。高度経済成長期には、鉄や自動車、電化製品などの製造業が日本経済を牽引し、バブル経済の時期には、多くの日本人が海外ブランドや海外旅行、株や不動産売買などに熱狂した。しかし、バブルが崩壊し、日本経済は20年にわたって、長期的な低迷が続いている。特に、中小企業への打撃は非常に大きく、資金繰りの悪化した中小企業が廃業に追い込まれるケースが後を絶たない。

中小企業の資金繰り対策という観点では、1995年

び⁽⁴⁾⁽⁵⁾、2012年には総額383.11億元に達した⁽⁶⁾。また、国家知的財産権局特許管理司長が、2009年以降、北京、吉林、湖南等で、知的財産権担保融資がかなり効果を上げていると述べたと伝えられている⁽⁷⁾。さらに、国家知識産権局は、2012年に知的財産権投融資サービス連盟を設立するなど、知的財産権投融資活動の推進を進めていると伝えられる⁽⁸⁾。このように、巧みな経営戦略で世界の市場で存在感を増す韓国大企業や知的財産権担保融資などで急速に成長を続ける中国企業は、日本企業にとって手強い競争相手である。

本論文では、以下の二点について明らかにすることを目的としている。第一の目的は、日本では近年知的財産権担保融資が減少傾向にあるのに対し、中国が知的財産権担保融資等によって中小企業の育成に成功していると報じられていることに鑑み、日本では知的財産権担保融資を今後どのようにしていくべきかを考察することである。確かに、中国は知的財産権担保融資の推進という方法で、中小企業を急成長させることに成功しているように見える。しかし、日本でも同じ手法が適すとは限らず、また同様の手法を日本の金融機関が採り入れることが適切かという問題も存する。そのため、本論文では、多くの信用金庫にご協力をお願いし、地域金融機関である信用金庫において、現状ではどの程度知的財産権担保融資が実施され、また今後の実施可能性をどのように捉えているのかという意識の調査を行った。

第二の目的は、今後知的財産権担保融資を資金供給スキームとして有効に機能させることが難しいと考えられる場合、信用金庫としては中小企業の技術力に着目した支援としてはどのような方法が望ましいのかについて考察することである。なぜなら、日本において知的財産権担保融資を実施することには未だ課題が多いとしても、成長可能性のある中小企業を見出し、積極的に融資を行い、成長を促していく必要があり、信用金庫にとって企業の技術力についての理解・把握がますます重要になると思われるからである。そこで、信用金庫がどのように企業の成長可能性、技術力の高低を正確に見極める能力を身につけ、業務の中に取り入れていくことが適切かということについて考察を加えた。

このように本論文では、現在の信用金庫における知的財産権担保融資の現状と今後について信用金庫に対するアンケート調査という形で考察を行ったが、この

ような知的財産権担保融資の現状等に関する調査は、近年ほとんど見られないことから、日本の知財担保融資の課題と今後について考える上で意義のあるものであると考える。

2. 本研究の目的と手法

(1) 本研究の目的

日本では、中小企業が全体の約99.7%を占めており⁽⁹⁾、中小企業の動向は日本経済全体に大きな影響を与えるといえる。この点、中小企業数の推移をみると、高度経済成長期からバブル崩壊までの1970年代・1980年代においては、開業率が廃業率を上回っていたが、1991年以降、廃業率が開業率を上回る状況が続いている⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。このように廃業率が近年顕著に高まっている背景には、後継者の人材不足の問題や長引く不況による資金繰り難の問題が指摘されている⁽¹²⁾。廃業に追い込まれる中小企業の中には、高い技術力を有しながらも資金調達の失敗により廃業を余儀なくされる企業も存在するものと考えられる。このように日本が誇る高い技術力が、資金調達の巧拙や経営力の不足によって埋もれてしまうことは、日本経済全体にとっても好ましいことではない。

そこで、有形資産に乏しい中小企業であっても、高い技術力を有する企業については、何らかの資金調達の手段を準備することが期待される。その一つとして、1995年頃から注目され活発に議論が行われてきたのが知的財産権担保融資である。この知的財産権担保融資の動きは、政府では通産省が中心となって設置した知的財産権担保に関する研究会において促進策が検討された⁽¹³⁾。また、旧・日本開発銀行（現・日本政策投資銀行）が知的財産権担保融資を制度化し、一部の民間金融機関もそれに続く動きが見られた⁽¹⁴⁾。日本政策投資銀行による知財担保融資の実績は、310件、210億円（1995年～2008年3月の累計⁽¹⁵⁾）、民間金融機関による知財担保融資は26件、21億円（累計ではなく、2007年3月時点の残高ベース）となっている⁽¹⁶⁾。しかし、知的財産権担保融資には価値評価の難しさ、手続きの煩雑さ、担保処分の困難さなどの諸問題などからあまり活用されていないように思われる⁽¹⁷⁾。この点、中国では2006年1月から2011年6月までの間に全国で約3兆9863億6千万円⁽¹⁸⁾の知的財産権担保融資が行われてきたのと明らかに対照的である。

(図表 1) 日本と中国の知的財産権担保融資の実施状況

		期間	契約件数	総額
日本	日本政策投資銀行	1995年～ 2008年 (約13年)	310件	約210億円
	民間金融機関	2007年3月 時点の残高 ベース	26件	約21億円
中国	国家知識産権局	2006年～ 2011年 (約5年)	3,361件	約3兆9863億円

本論文は、中小企業と最も近い関係にある信用金庫が、現在知的財産権担保融資をどの程度実施しているのか、あるいは実施を検討しているのかを調査し、さらに高い技術力を有する中小企業の成長を支えるためには、知的財産権担保融資という手法以外ではどのような方法をとることが好ましいのかを考察することを目的とする。

(2) 研究の手法

信用金庫での知的財産権担保融資の実施状況等を把握するために、以下の二つのアプローチによる調査を行った。

第一に、論文、書籍、新聞などの文献から過去の融資実績を調べるとともに、先行研究の中で信用金庫に対して知的財産権担保融資に関するアンケート調査を行った文献に基づき、比較を行った。第二に、独自に作成したアンケート調査にご協力いただき、各信用金庫の知的財産権担保融資への取り組み状況やその他中小企業への対応等についてお伺いすることにより、全体の状況把握や地域ごとの特徴などを調査することとした。また、アンケートをお願いしたいくつかの信用金庫の中には、電話によるアンケート回答や面談による聞き取り調査にご協力をいただき、実際の取り組み等についてご意見を頂いたため、その結果についても考察の中に反映している。

3. 信用金庫における知的財産権担保融資の現状および課題

(1) アンケート調査の概要

アンケート調査は、2011年11月に全国158の信用金庫に対してメールにてお願いし、36庫の信用金庫からご回答を頂いた(回収率22.8%)。アンケートにご回答頂いた信用金庫の内訳は以下の通りである。

北海道	東北	甲信越	北陸	関東	東海	近畿	中国	四国	九州
4	5	1	3	4	8	3	3	3	2

今回のアンケート調査においては、先行研究である2000年12月に日本商工経済研究所が実施した研究⁽¹⁹⁾からの変化についても調査したいと考えたため、一部の質問項目に関しては、当該研究と同じ文言を使用してアンケートの作成を行い、さらに進んで知的資産関連での中小企業を支援するための取り組み、産学連携での取り組みについても質問事項とした。2000年の信用金庫に対する知的財産権担保融資についての調査と今回の調査での回答率の比較は以下の通りである。有効回答数が、2000年は181庫であったのに対し、今回は36庫と少ないため、正確な比較とは言い難い。また、回答率も約23%と低く、回答を得られたのは全信用金庫271庫の13.3%にすぎないため、標本に偏りが生じている可能性は否定できない。しかし、今回の調査で回答を得た信用金庫は、沖縄から北海道まで全国に散らばっており、全国的な信用金庫の意識を調査する上で十分に意味があるものと考えられる。

	発送数	有効回答	回答率
2000年	384	181	47.1%
今回	158	36	22.8%

(2) 信用金庫の取り組み状況

① 融資実績

まず、知的財産権担保融資が現状ではどの程度行われているのかについて調査するため、「知的財産権を担保とした融資を実行したことがありますか。」という質問を行ったところ、36庫のうち、知的財産権担保融資を行ったことが「ある」と回答した信用金庫1庫、「ない」と回答した信用金庫が35庫であった(図表2右図)。

この点、先行研究である日本商工経済研究所の研究によると、2000年12月時点でのアンケート調査において、「知的財産権を担保とした融資を実行したことがありますか。」という今回とまったく同じ質問に対して、181の信用金庫の内「ある」と答えた信用金庫は3庫となっていた(図表2左図)。

先行研究と今回のアンケート調査との比較から、母集団の数は異なるものの、知的財産権担保融資を行ったことがある信用金庫は2000年では全体の1.7%、

2011年では全体の2.8%となっており、10年経過してもほとんど変化していないということがいえる。

(図表2) 信用金庫の知的財産権担保融資の実績⁽²⁰⁾

問 知的財産権を担保とした融資を実行したことがありますか。



② 取り組み姿勢

次に、知的財産権担保融資の実績の有無にかかわらず、今後知的財産権担保融資にどの程度関心を持っているのかということについて質問を行った。その結果、「知的財産権担保融資を積極的に行っていききたい」と回答したのは全体のわずか3%であった。一方、「良い条件であれば行いたい」と回答した信用金庫は42%、「あまり行うつもりはない」と回答した信用金庫が50%あり、「その他」が2.5%となった(図表3右図)。このことから、現時点において知的財産権担保融資を行うつもりはないと考えている信用金庫が半数を占めている一方で、「良い条件であれば行いたい」、「積極的に取り組んでいる」という信用金庫も半数近く存在することが明らかになった。

この点、日本商工経済研究所(2000年)のアンケート調査では、知的財産権担保融資に積極的に取り組もうとしている金融機関は、わずか0.8%に過ぎずいずれも政府系金融機関であった。また、積極的とはいえないまでも、「経済活性化のため」に必要性を感じている金融機関が25.5%、「良い条件であれば行いたい」としている金融機関が34.6%、「あまり行うつもりはない」と消極的な姿勢を示す金融機関は19.3%、「その他」が19.8%であった(図表3左図)。

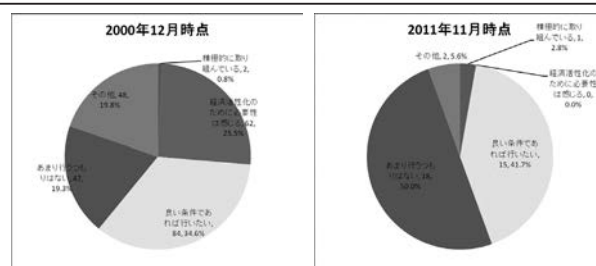
今回のアンケートは、信用金庫に限定したものであり、2000年のアンケートは政府系金融機関、都銀、長信銀、信託、地銀、第二地銀、在日外銀、信用金庫を対象としたものであるため、単純に比較することはできないが、知財担保融資が近年積極的に行われていないという点については、すべての金融機関に対して当てはまることから、今後の知財担保融資に対する姿勢について比較することは、一定の意味があるものと考ええる。

比較の結果、「あまり行うつもりがない」という回答

が31ポイントも増加していることは、知財担保融資の難しさや実現可能性の低さを実感した担当が増えたことが原因ではないかと考えられる。また、今回の調査では「経済活性化のために必要性を感じる」との回答がゼロであった点については、2000年の調査では政府系金融機関等も対象とされていたため、融資に対する考え方が信用金庫とは異なる視点であったことが影響しているのではないかと考えられる。一方で、「良い条件であれば行いたい」という回答が2000年のアンケートより微増しており、今後制度等の整備が進めば、知財担保融資が実現する可能性がないわけではないということも示された。しかし、全体的にみれば、この10年間で知的財産権担保融資に関して消極的な金融機関が増えたといえるのではないかと考える。

(図表3) 信用金庫の知的財産権担保融資に対する取り組み姿勢

問 知的財産権担保融資に対する取り組み姿勢は、以下のどれが最も当てはまりますか。



(出所) 日本商工経済研究所の研究(2001)⁽²¹⁾

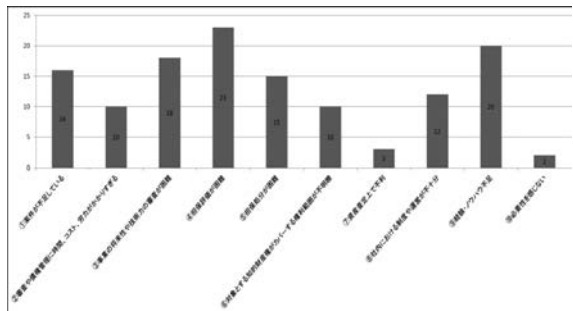
③ 知的財産権担保融資に対して消極的な理由

以上のように、知的財産権担保融資に対する消極的な姿勢は10年前から全く変化がないという結果になった。知的財産権担保融資に消極的な理由について質問を行ったところ、(図表4)のような結果となった。

知的財産権担保融資に対して消極的な理由としては、知的財産に対する評価や目利き、将来性などについての判断が難しいことが挙げられた。この点に関しては、聞き取り調査等でも金融機関では文系出身者の採用が多く、技術面に関する文書等を読んでも理解が難しいことや知的財産権は類似のものを見つけることが難しいことから他の案件との比較による評価等になじまないことなど、取り扱いの難しさが理由として挙げられた。

(図表4) 知的財産権担保融資に消極的な理由

問 知的財産権担保融資に対して消極的な理由をお答えください⁽²²⁾。



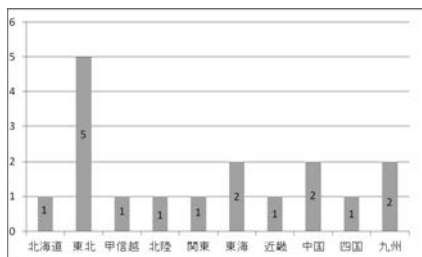
さらに、知的財産権に関する案件自体がないことなどが理由として多くみられたが、その地域は(図表5)にあるように東北、甲信越、九州地方などに顕著であり、地域的偏在性が高いことが明らかになった。知的財産権担保融資に消極的な理由として「案件自体がな

い」との回答は、2000年の調査⁽²³⁾でも挙げられており、10年経過してもなお知的財産関連の案件が増えていないことを示唆しているものと思われる。

以上のように、案件自体の少なさや知財の評価の難しさ等の理由から、多くの信用金庫が知的財産権担保融資に対して消極的になっているということもできる。しかし、(図表3)で示したように、2000年の調査よりも「良い条件であれば知的財産権担保融資を行いたい」という回答が増加していることも勘案すれば、信用金庫側も条件を整備するための積極的努力が求められると考える。

この点、今後の知財担保融資に対する姿勢と中小企業の知財活用に対する支援活動との関係について分析を行ったところ、(図表6)のような結果となった。全体的に見て、中小企業の知財活用に対する支援活動を行っていない信用金庫の割合が非常に高いといえる。

(図表5) 知財関連の案件不足を感じている信用金庫の地域別数



	北海道	東北	甲信越	北陸	関東	東海	近畿	中国	四国	九州
案件不足を感じている信用金庫数	1	5	1	1	1	2	1	2	1	2
当該地域で不足を感じている信用金庫の割合	25.0%	100%	100%	33.3%	25.0%	25.0%	33.3%	33.3%	33.3%	100%

(図表6) 担保融資の姿勢と中小企業の知財活用に対する支援活動との関係⁽²⁴⁾

担保融資の姿勢	中小企業の知財活用に対する支援活動												合計
	知財や技術の調査や評価		コンサルティング		セミナー開催		弁理士等の無料相談		弁理士等の紹介		その他		
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	
積極的に取り組んでいる	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	1	0	1
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	
良い条件であれば行いたい	3	8	2	9	2	9	1	10	3	8	5	6	15
	20.0%	53.3%	13.3%	60.0%	13.3%	60.0%	6.7%	66.7%	20.0%	53.3%	33.3%	40.0%	
あまり行おうつもりはない	2	11	1	12	0	13	1	12	4	9	7	6	18
	11.1%	61.1%	5.6%	66.7%	0.0%	72.2%	5.6%	66.7%	22.2%	50.0%	38.9%	33.3%	
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0	2
	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	0.0%	
合計	6	21	4	23	4	23	3	24	8	19	15	12	36

特に注目すべきは、「良い条件であれば知財担保融資を行いたい」と回答しているにも関わらず、中小企業の知財活用を支援する活動をあまり積極的に行っていない信用金庫が数多く存在するという点である。

確かに、知財担保融資は、担保評価や担保処分の難しさ等の課題が10年経過しても解消されているとは言いがたく、知財担保融資を資金供給スキームとして実質的に機能させるためには、多くの時間や制度整備等が必要と考えられる。しかし、それだけではなく、信用金庫側が中小企業の知財活用に着目した支援活動を積極的に行い、中小企業の技術に関する知識を深めることによって、地域の中小企業の活性化に繋がっていくことが求められているのではないかと考える。

4. 信用金庫における中小企業の技術力に着目した取り組み

(1) 中小企業の技術力に着目する必要性

以上の調査結果からも明らかなように、この10年間で信用金庫の知的財産権担保融資の実施状況は全く増加しておらず、また今後も実施する予定はないとする回答が多くみられた。特に、知的財産権に関連する案件自体が少ないことや担保評価の難しさなどを多くの信用金庫が感じていることから、今後外的環境が変わらない限り、知的財産権担保融資が増加するとは考えづらい。

しかし前述の通り、高い技術力を有する中小企業に対しては、何らかの方法で金融機関が支援をしていかなければ、資金繰り難からそれらの企業が廃業に追い込まれる恐れがある。10年前、15年前と同じやり方を続けている限り中小企業の廃業率が改善されるとは考え難く、今後何らかの新しい取り組みを活用して高い技術力を有する中小企業の経営を支援し、経済成長に繋がっていくことが重要となってくるものと考えられる。

(2) 「産学官+金」の動き

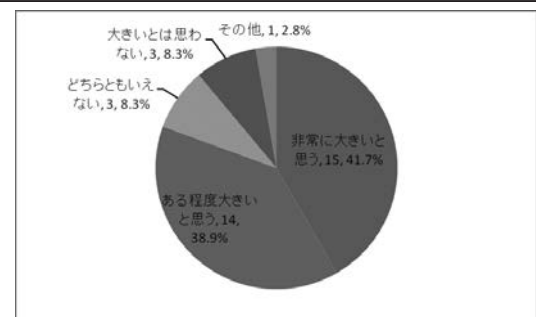
今回の調査において、中小企業の技術力を評価することが難しい理由の一つとして、金融機関では文系出身者が多く、機械や最先端技術等を理解することが難しいという意見が聞かれた。また、近年、産学連携が注目されているが、中小企業にとって、大学は敷居が高く、誰にどのようにアプローチをすればよいか分からないといった声が多いとの指摘がある⁽²⁵⁾。この点、信用金庫が、文系人材も理系人材も豊富な大学と連携

することによって、信用金庫の担当者が、技術についての知識を吸収しながら、産学連携をさらに進めることが可能なのではないかと考えた。すなわち、信用金庫の担当者が、大学の研究室訪問等で技術に関する知識を学び、知財評価等の基礎知識を蓄えながら、取引のある中小企業を大学に紹介することによって、大学と中小企業を繋げる役割を果たすことが可能なのではないかと考えた。その観点から、信用金庫が大学や中小企業の架け橋として機能することへの期待について調査を行った。中小企業が産学官の連携を図る上で、信用金庫がコーディネーターとして果たす役割は大きいと思うかとの質問に対して、「非常に大きいと思う」と回答したのが15庫、「ある程度大きいと思う」が14庫、「どちらともいえない」が3庫、「大きいとは思わない」が3庫、「その他」が1庫という結果になった。

このように「非常に大きい」「ある程度大きい」を合わせると約80%の信用金庫が、産学連携に当たって、信用金庫がコーディネーターとして果たす役割が大きいと感じていることが分かる。

(図表7) 「産学官+金」の可能性について

問 中小企業が産学官の連携を図る上で、信用金庫がコーディネーターとして果たす役割は大きいと思うか

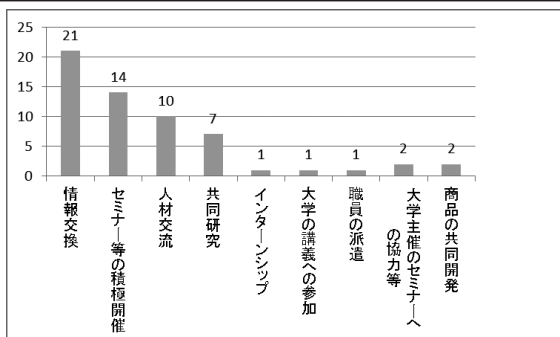


さらに、中小企業と大学との懸け橋として心掛けていくことについて質問（複数回答）したところ、情報交換が21庫、セミナー等の積極開催が14庫、人材交流が10庫、共同研究が7庫、インターンシップ、大学の講座への参加、大学への職員の派遣が各1庫、大学主催のセミナーへの協力、商品の共同開発がそれぞれ2庫という結果になった。多くの信用金庫が、地元の大学と協力し、情報交換等を行い、その結果を取引先である中小企業にフィードバックしようと試みていることが明らかになった。特に、聞き取りインタビューにおいては、中小企業の中には、大学や研究室を敷居の高いものと意識している経営者も少なくないことから、日頃から付き合いのある信用金庫が間に入って、

情報交換を進めていくことは意義があるとの意見が聞かれた。

(図表8) 中小企業と大学との懸け橋としての取り組み

問 中小企業と大学との懸け橋として心掛けていることは何か(複数回答)。



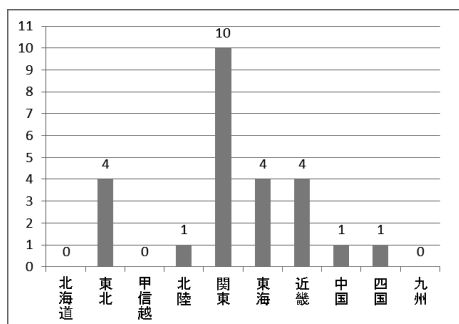
以上の取り組みは、必ずしも中小企業の知的資産に焦点を当てたものではないが、情報や人材等の交流は、財務諸表には現れない無形資産を強化する活動にもつながり得るものであることから、このような取り組みは、中小企業の技術力や知的資産経営についての「気づき」につながるものとして注目に値する。

(3) 中小企業の知的財産活用のための支援活動

(図表6)で示した通り、信用金庫の中小企業が知的財産を活用できるための支援活動については、「知的財産や技術の調査や評価」が6庫、「知的財産戦略策定のコンサルティング」が4庫「中小企業経営者等を対象とした知的財産に関するセミナーの開催」が4庫、「弁理士等の専門家の無料相談」が3庫、「弁理士等の専門家の紹介」8庫という結果になった。

もっとも、これらの取り組みに積極的であるか否かは、非常に地域差が大きいのが現状である。(図表9)に示した通り、東京や大阪、愛知などの大都市圏では多くの取り組みが積極的に行われている一方で、北海道や九州、甲信越地方等では「特に取り組んでいない」との回答が多くみられた。

(図表9) 中小企業の知的財産活用に対する支援活動の地区別統計^{(26) (27)}



この結果は、知的財産権担保融資に対して消極的な理由として知財関連の案件自体が少ないと回答した地域と重なっていることから、中小企業が知的資産経営や知的財産権の取得に関心を持つか否かと信用金庫が中小企業の知的財産活用に支援をするか否かということが少なからず影響し合っているのではないかと考えられる。

中小企業の強みや問題点等をよく理解しうる立場にある信用金庫が、知的財産の評価やコンサルティング、専門家の紹介等を積極的に行うことは、中小企業の知的資産経営にも大いに役立つものと考えられる。今後は、中小企業の知的財産活用に対する信用金庫の支援活動が全国に広がり、より多くの企業が知的資産経営により強みを発揮できるようになることが期待される。

5. 今後の知財担保融資と中小企業

今回の調査によって、知的財産権担保融資については、10年前は2%の信用金庫が実施したことがあると回答したのに対し、2011年時点では3%の信用金庫が実施したことがあると回答するにとどまり、ほとんど変化していないことが明らかになった。さらに、知的財産権担保融資について「あまり行うつもりはない」との回答が、2000年には19%⁽²⁸⁾であったのに対し、今回の調査では50%に増加している。このことは、今後日本において知的財産権担保融資が資金供給スキームとして機能するには、課題も多く、かなりの時間を要することを示唆しているものと考えられる。

一方で、大学と企業との共同研究において信用金庫がそのコーディネーターとなったり、セミナーの主催、情報交換を積極的に行ったりするなど、企業や大学と連携を図りながら金融機関として重要な役割を担う場面が徐々に増えつつあることが明らかになった。また、弁理士等の専門家の紹介、知的財産戦略のコンサルティング等知的財産権に関連するサービスへの取り組みも大都市圏を中心に徐々に広がりを見せていることから、知的財産権を直接担保にした融資ではなくとも、企業の有する知的財産権や技術力に金融機関が注目することが中小企業の資金調達や成長可能性に繋がる可能性があるものと考えられる。

6. 終わりに

知的財産権を利用した資金調達は、特に不動産等の

資産に乏しい中小企業にとって有効な方策として、1990年代半ばから注目を集めてきた。しかし、知的財産権担保融資を実施した信用金庫の比率を2000年のデータと今回調査したデータで比較してみると、ほとんど変化しておらず、信用金庫における知的財産権担保融資はこの10年間でまったく進展しなかったといえる。その意味では、日本で知的財産権担保融資を資金供給手段として活用していくためには、さらなる環境整備が求められ、まだかなりの時間を要するのではないかと考えられる。

一方で、知的資産経営という観点で見れば、各信用金庫は産学連携を図りながら、知的財産や技術の調査や評価、弁理士等の専門家の紹介、知的財産戦略のコンサルティング等の取り組みが首都圏を中心に広がりつつあることも明らかになった。そこで、今後は、中国のように政府主導で知財担保融資によって中小企業の資金繰りを解決するという方法ではなく、金融機関が中小企業の知的資産に着目することによって、中小企業の知的資産経営をサポートすることが期待される。特に、信用金庫の中小企業の知的資産経営に対する支援の取り組みは、地域間で大きな違いがあることが明らかになり、今後は弁理士等の専門家の紹介や知的財産戦略のコンサルティング等の取り組みが全国に広がることで日本の中小企業の技術力が経営に結びついていくことが期待される。さらに、「産学官+金」に対しては多くの信用金庫が期待を寄せるところであり、地元の大学等と連携することは、信用金庫にとっては技術的知識の理解を深める場として、学生にとっては中小企業や信用金庫についての理解を深める場として、さらに中小企業にとっては新たなアイデアを得たり、資金調達の可能性を広げたりする場として活用できるものと思われる。

今後、日本経済が中長期的な活力を維持していくためには、これまで大企業を中心に行われてきた規模の経済やコスト削減によるのではなく、企業が自らの技術力や強みを維持・強化することで他社との差別化を行っていくことが重要である。世界での存在感を増しつつある中国や韓国と比較しても、中小企業の持つ技術力の高さという点では日本は非常に評価が高い。中小企業の資金繰り難対策に本腰を入れ始めた中国に対抗する意味でも、優れた技術力を有する企業を見付け出し、積極的に融資を行うなど金融機関側の支援は不可欠であり、知的財産権担保融資に寄せられる期待は

大きいといえる。また、2014年から、特許庁は、中小企業が金融機関から知財担保融資を受ける準備を進めるための支援として、試験的に中小企業診断士や弁理士を派遣し、また知財担保融資を検討する金融機関の公募も行うなど、支援に乗り出した。中小企業に対する支援策の拡充や産学官金の連携により、優れた技術を有する中小企業が知的資産を活用して成長することで、日本企業が厳しいグローバル競争の中で再び活力を取り戻すことを期待したい。

【参考文献】

1. 梶雅昭「知的財産権担保融資入門」『金融財政事情』社団法人金融財政事情研究会（2003.5.19～2003.7.28）
2. 企業法制研究会「企業法制研究会（担保制度研究会）報告書」2003年1月
3. 北浜法律事務所、トーマツ『知的財産部員のための知財ファイナンス入門』経済産業調査会2007年3月
4. 経済産業省「知的財産（権）の価値評価手法の確立に向けた考え方」
5. 小林卓泰『知的財産ファイナンス—特許・著作権等を活用した資金調達手法』清文社2004年12月
6. 齊藤正、自治体問題研究所『地域経済を支える地域・中小企業金融—持続可能な社会に向けた地域金融システムづくり』自治体研究社2009年11月
7. 産業基盤整備機構「知的財産権担保を活用した融資に関する調査研究報告書」2001年3月
8. 衆議院調査局経済産業調査室「中小企業金融の現状と今後の在り方」2004年2月
9. 巣鴨信用金庫創企画部『ホスピタリティ—CS向上をめざす巣鴨信用金庫の挑戦』金融財政事情研究会（2007/06）
10. 住谷宏、全国信用金庫協会、全信協『地域金融機関のサービス・マーケティング』近代セールス社（2006/12）
11. 関満博、鈴木真人『信用金庫の地域貢献』新評論（2008/06）
12. 中央青山監査法人『知的財産ビジネスハンドブック』日経BP社（2002年11月）
13. 特許庁「知的財産権制度入門」平成16年度版
14. 日本弁理士会「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」2002年3月
15. 土生哲也『投融資実務の決め手「知的財産」の分析手法』中央経済社（2003年11月）
16. 土生哲也『知的財産のしくみ』日本実業出版社、2007年
17. 土生哲也「知的財産による資金調達」知財管理 Vol.58, No.11, 2008年
18. 村本孜「リレーションシップ・バンキングの充実に向けて—ソフト情報としての知的資産経営—」
19. 安田原三、笹原昭五、相川直之『いままぜ信金・信組—協同組織金融機関の存在意義』日本経済評論社（2007/10）

<資料>

問、知的財産権を担保とした融資を実行したことがありますか。(①ある, ②ない, ③わからない)

①	②	③
1	35	0

問、知的財産権担保融資に対する取り組み姿勢は、以下のどれが最も当てはまりますか。(①積極的に取り組んでいる, ②経済活性化に必要なので行う, ③良い条件であれば行いたい, ④あまり行うつもりはない, ⑤その他(具体的にご記入ください))

①	②	③	④	⑤
1	0	15	18	2

問、上記質問で①, ②を選択された方は、その理由をお答えください。当てはまるものに○を付けてください(複数回答可)。(①企業側に対する債務履行圧力として活用できるから, ②担保評価が可能な知的財産権だけを対象としているため, ③知的財産権が会社の一番重要な強みだから, ④担保になり得る有形固定資産の不足, ⑤技術力のある地域企業育成のため, ⑥金融機関の社会的責任(地域貢献, PR)のため, ⑦その他(具体的にご記入ください))

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
0	0	0	0	1	1	0

問、上記質問で③, ④を選択された方は、その理由をお答えください。当てはまるものに○を付けてください(複数回答可)。(①案件(シーズ)が不足している, ②審査や債権管理に時間, コスト, 労力がかかりすぎる, ③事業の将来性や技術力の審査が困難, ④担保評価が困難, ⑤担保処分が困難, ⑥対象とする知的財産権がカバーする権利範囲が不明瞭, ⑦資産査定上で不利(他の担保との比較上), ⑧社内における制度や運営が不十分, ⑨経験・ノウハウ不足, ⑩必要性を感じない, ⑪その他(具体的にご記入ください))

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
16	10	18	23	15	10	3	12	20	2	0

問、貴庫では、この数年間において地域中小企業に対する知的財産権担保融資に対する姿勢に変化はありましたか。(①これまでも積極的に取り組んでおり, これからも積極的に取り組む, ②これまでは積極的に取り組んできたが, これからは減少する可能性がある, ③これまでは積極的に取り組んでこなかったが, 今後は積極的に取り組む, ④これまでも, これからも, あまり行うつもりはない, ⑤その他(具体的にご記入ください))

①	②	③	④	⑤
1	1	6	19	9

問、中小企業に対し、知的財産活用について支援活動を行っていますか。当てはまるものに○を付けてください(複数回答可)。(①知的財産や技術の調査や評価, ②知的財産戦略策定のコンサルティング, ③中小企業経営者等を対象とした知的財産に関するセミナーの開催, ④弁理士等の専門家の無料相談, ⑤弁理士等の専門家の紹介⑥その他(具体的にご記入ください))

①	②	③	④	⑤	⑥
6	4	4	3	8	5

問、中小企業が産学官連携を進めるうえで、信用金庫がコーディネーターとして果たす役割は大きいと感じますか。
 (①非常に大きいと思う, ②ある程度大きいと思う, ③どちらともいえない, ④あまり大きいとは思わない, ⑤大きいとは思わない, ⑥その他 (具体的にご記入ください))

①	②	③	④	⑤	⑥
15	14	3	0	3	1

問、中小企業と大学との懸け橋として、心がけていることがあれば教えてください。当てはまるものに○を付けてください (複数回答可)。(①人材交流, ②情報交換, ③セミナー等の積極開催, ④その他 (具体的にご記入ください))

①	②	③	④
11	23	12	4

注

- (1)久保 浩三「知的財産権担保融資の現状と課題」, パテント 49(7), 2-6, 1996-07, 弁理士会, 安藤 時彦「知的財産権担保 開銀もベンチャー融資に力を入れ始めた」, エコノミスト 74(44), 78-79, 1996-10-22, 花光 幸和「知的財産の価値評価とその担保融資」パテント 50(5), 83-86, 1997-05, 弁理士会など。
- (2)鈴木 公明「知的財産の価値評価—特許権の証券化と積極的活用に向けて」, IMS 出版, 2003, 小林 卓泰「知的財産ファイナンス—特許・著作権等を活用した資金調達手法」, 清文社, 2004/12 など。
- (3)約 3 兆 9863 億 6 千万円 (1 元 = 12.585 円で計算)。
- (4)国家知識産権局, 2011 年 7 月 25 日
- (5)2011 年度は, 知的財産権担保による融資額は 90 億円 (約 1126 億円) に達しており, 前年度に対して 28%増加したと発表された (国家知識産権局, China 知的財産ポータル, 2012 年 2 月 3 日)。
- (6)国家知識産権局 2013 年 3 月 29 日
- (7)人民網 2010 年 11 月 10 日
- (8)JETRO ホームページ
- (9)中小企業庁「中小企業白書 (平成 24 年版)」付属統計資料第二表
- (10)中小企業庁「2011 年版中小企業白書」
- (11)この 20 年間に約 120 万社減少している。
- (12)社団法人 全国信用金庫協会 編, 村本孜 (監修)「中小企業のライフサイクルと地域金融機関の役割」近代セールス社, 2010/1/8
- (13)通産省産業政策局知的財産権担保価値評価研究会
- (14)2004 年には東京都民銀行や横浜銀行などの地方銀行が知的財産権担保融資を実施するなど, 民間金融機関にもその動きが見られた。
- (15)首相官邸「知的財産による競争力強化・国際標準化専門調

- 査会」資料 4
- (16)横浜銀行, 東京都民銀行など。
- (17)政府の専門調査会においても「最も日本が足りない点は, 知財を巡る金融の取り組みである」と指摘されている (首相官邸「知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会」資料 4)。
- (18)融資総額が 318 億 5 千万円を 1 元 = 12.585 円で計算 (国家知識産権局, 2011 年 7 月 25 日)。
- (19)日本商工経済研究所 http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material_/common/chushou/b_keiei/keisaimu/pdf/iteki_1_4.pdf
- (20)2000 年実績は日本商工経済研究所の研究 (2001) より
- (21)政府系金融機関 (3), 都銀, 長信銀, 信託 (3), 地銀, 第二地銀 (53), 外銀 (4), 信用金庫 (181) の計 244 に対する数字
- (22)①案件が不足している (16 庫) ②審査や債権管理に時間, コスト, 労力がかかりすぎる (10 庫) ③事業の将来性や技術力の審査が困難 (18 庫) ④担保評価が困難 (23 庫) ⑤担保処分が困難 (15 庫) ⑥対象とする知的財産権がカバーする権利範囲が不明瞭 (10 庫) ⑦資産査定上で不利 (3 庫) ⑧社内における制度や運営が不十分 (12 庫) ⑨経験・ノウハウ不足 (20 庫) ⑩必要性を感じない (2 庫)
- (23)日本商工経済研究所の研究 (2001)
- (24)無回答のものについては, 集計から除外
- (25)近畿経済産業局「知的財産を創造するには」55 頁
- (26)一つの取り組みごとに計上し, 何種類の取り組みを行っているかを示したもの。
- (27)北海道: 4 信用金庫, 東北: 5 信用金庫, 甲信越: 1 信用金庫, 北陸: 3 信用金庫, 関東: 4 信用金庫, 東海: 8 信用金庫, 近畿: 3 信用金庫, 中国: 3 信用金庫, 四国: 3 信用金庫, 九州: 2 信用金庫のアンケート結果によるもの。
- (28)政府系から信用金庫までを含む 244 社の回答。
 (原稿受領 2014. 11. 19)